学会報 Newsletter

日本法哲学会 JALP

第52号

2025年9月1日発行

4年間を振り返って

日本法哲学会理事長　中山竜一（大阪大学）

この11月で理事長の務めを終えることとなりますので、この4年間の活動について書き残しておこうと考えて、この表題を選びましたが、亀本前々理事長、森村前理事長の退任の際とほぼ同じタイトルになってしまいました。何とぞお許しください。

皆さんもご記憶のことと思いますが、私がこの仕事を仰せつかった2021年は、コロナ禍が未だ収束していない状況にありました。そのため、現事務局もさまざまな制約の中での船出となりました。「平時」であれば対面で自然に入ってくるような引き継ぎ事項も、そのほとんど全てをメールや Zoom を介して確認せざるを得ず、そのために生じるボタンの掛け違いのせいで、思わぬ苦戦を強いられたことをよく覚えています。ですので、現事務局の最も重要な課題の一つは、感染拡大防止のための不自由な状態から、学会の新たな日常へと向けて、一歩ずつ運営のあり方を復帰させることでした。

まず、学術大会について言えば、形式の異なる二度のオンライン開催を経た後、2022年度大会、統一テーマ「現代法実証主義」（於中央大学）で、ようやく3年ぶりの対面開催となりました。翌2023年度の創設75周年記念大会「法哲学の現在」（於同志社大学）では、感染防止を考慮しホテル宴会場での着座形式となりましたが、2019年度以来の懇親会を実施することができました。また、これと併せ、一時保育の補助も再開しました。そして、先回の2024年度大会、統一テーマ「AIと法」（於中京大学）では、その懇親会も、コロナ以前と同様に、立食形式で行えるようになりました。こうした道程を経て、今年度の学術大会、統一テーマ「移民難民問題と法哲学」は、早稲田大学を会場として、コロナ禍以前とほぼ同じ、制約のないやり方で開催される運びとなりました。

コロナ禍によってもたらされたポジティブな変化もあります。以前の学会報（第48号）でも触れましたが、現在では理事会の開催も、あくまでも対面での参加を基本とした上で、もし技術的に可能であればハイブリッド開催を目指すようになっています。子育てや介護を抱えていても会議での議論に参加しやすくなったので、意味のある改善だったと考えています。また、2023年度大会から、学術大会でのレジュメの印刷配布を取りやめ、オンラインでのデータ配布に一本化しましたが、紙資源の節約に寄与することは言うまでもなく、会場校の準備負担も大きく軽減されることとなりました。また、これはコロナ禍と直接は関係しませんが、森村前理事長の時代に総会で決定された学会費の値上げのために、就学者の割引制度を含む規程の整備を行い、その運用を開始しました（次回の総会でもご報告しますが、皆さんのご理解とご協力のおかげで、学会財政は大幅に健全化しつつあります）。また、2022年には、日本法哲学会ハラスメント防止宣言が採択され、さらに2024年には、日本法哲学会ハラスメント防止委員会規程が承認されました。

このように振り返ってみると、何もないようでいろいろなことがあった4年間でしたが、もちろん、以上に記したことが全てではありませんし、積み残した課題もあります。しかし、にもかかわらず、さまざまなところで若者の研究者離れが叫ばれるこの時代に、多くの若い皆さんが新たに日本法哲学会の会員となってくれているということについては、非常に心強く思っています。初めてこの欄を担当させていただいた学会報第45号に、

目次:

4年間を振り返って 1
2025年度学術大会当日の一時保育について 2
役員選挙の実施方法について 2
学術大会のレジュメ締切の厳格化について 3
日本法哲学会奨励賞への推薦のお願い（2025年期） 3
日本学術会議法の改正を受けて 4
学術大会ワークショップ・分科会報告の公募および年報への投稿募集 5
地域の研究会 8
IVR日本支部からのお知らせ 11
会員の動き 10
会費納入のお願い 12
法哲学年報の配布方法 10
事務局からのお知らせ 12

次のように書いたことを思い出しました。「何年も昔から言われていることですが、研究者や、研究者を目指す方々が置かれた状況は、必ずしも良くなってはいません。若い方々について言えば、任期付きで採用された少なからぬ数の若手の方々が極めて不安定な研究環境へと追いやられ、苦境にあるということが大きな社会問題となっていますし、中堅やベテランでも、各種の時限付きプロジェクトや、認証をめぐる不毛な大学間競争に動員され、疲弊し、自ら志した本来の研究ができないといった方々がおられることをよく知っています。」

こうした状況は、いまだ解消されてはいませんし、あるいはむしろ悪くなっているのかもしれません。前回も書きましたが、アメリカでは政府の介入が大学や研究所にとどまらず、博物館や美術館の展示内容にまで及び始めています。私は恩師や諸先輩方から、研究というものは本質的に自由で「面白い」ものであると学んできましたし、自分自身そう強く信じています。本学会は一昨年に 75 周年を迎えた歴史ある学会です。しかし、あくまでもボランタリー・アソシエーションであるほかない学会には、できることもあれば、できないこともあり、そのことの意味を痛切に考えさせられる 4 年間でもありました。若い皆さん、そして全ての会員の皆さんが、心から「面白い」と感じることのできる研究を、これからも気持ちよく、自由に続けられることを願い、この筆を擱きたいと思います。

2025年度学術大会当日の一時保育について

一時保育委員長　足立英彦（金沢大学）

11月29日、30日に早稲田大学国際会議場で開催される大会に参加される会員に対して、一時保育の利用料補助を行います。補助額は、従来は子供一人一日5,000円が上限でしたが、7月27日開催の理事会で増額が認められ、子供一人一日8,000円が上限となりました。

大会に参加され、両日またはいずれかの日に一時保育を必要とされる会員におかれましては、ご自身で一時保育（預かり）事業者に利用の予約をしてください。各施設は一般に少数の子供しか受け入れませんので、早めのご予約をおすすめします。そして、ご利用後にご利用人数・時間、領収書の画像ファイル（利用明細があればその画像も）と振込先口座情報を足立（hadachi@staff.kanazawa-u.ac.jp）に 12 月 7 日（日）までにご送信ください。

詳細は大会案内をご参照ください。ご不明の点がございましたら、足立までメールでお問い合わせください。

役員選挙の実施方法について

事務局長　松尾陽（名古屋大学）

2025年度は役員選挙の実施年となります。今年度は前回（2023年度）と同じく、学術大会会場での投票により実施いたします（郵送による投票は行いませんので、ご注意ください）。投票日時は、大会初日の2025年11月29日（日）午前9時半から午前12時40分頃（午前の部終了後15分程度）を予定しております。

投票要領・会員名簿、投票用紙などは大会当日受付で配布いたします。学術大会にご出席の会員の皆様には、お早めの投票をお願いいたします。

学術大会のレジュメ締切の厳格化について

事務局長　松尾陽（名古屋大学）

2023年度の学術大会（於同志社大学）より、紙媒体でのレジュメ配布を廃止し、オンラインでのデータ（PDF）配布を実施しております。会員の皆様より「レジュメの管理がしやすい」などの好意的な声を頂戴しておりますが、他方で、大会直前でのデータのご提出や差替えなどが相次いだため、大会にご参加の皆様（とりわけ、事前にレジュメを印刷してご持参いただいた方々）に多大なご迷惑をお掛けいたしました。心よりお詫び申し上げます。

以上の点に鑑みて、今年度の学術大会（於早稲田大学）より、レジュメの締切を厳格化するとともに、原則としてレジュメの差替えを認めないこととなりました。ご報告の先生方におかれましては、レジュメの締切をご厳守いただき、よりよい大会運営にご協力いただきますよう、お願いいたします。

日本法哲学会奨励賞への推薦のお願い（2025年期）

日本法哲学会では、法哲学研究の発展を期し若手研究者の育成をはかるために学会奨励賞を設けています。

2025 年期受賞候補作について、次の通り、日本法哲学会会員による推薦を受け付けますので、ご推薦いただけますようにお願いいたします。自薦／他薦は問いません。（詳しくは、学会ホームページに掲載されている日本法哲学会奨励賞規程(http://www.houtetsugaku.org/introduction/Rules.html)をご参照ください。）

なお、推薦書類は事務局のアドレスにではなく、推薦受付用アドレス(prize@houtetsugaku.org)にお送りください。

（１）対象作品

・2024 年 10 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日までに公刊された法哲学に関する優れた著作または論文（著書論文を問わず、単著に限ります。また、全体として 10 万字を超える論文は、著書として扱います。）

・刊行時の著者年齢が著書 45 歳まで、論文 35 歳までのもの

（２）推薦の手順

・推薦は、自薦／他薦を問いません。

・推薦の際は、エントリーシートをご利用ください。エントリーシートは、学会ホームページ(http://www.houtetsugaku.org/prize/index.html)からダウンロードできます。

・自薦の場合には、推薦に際し、写しで結構ですから作品一部を添付願います。写しは電子データ（ワープロ原稿など）がお手元にある場合には、それを送信いただいても結構です。ただし、公刊されたものと大幅に内容が変わっている場合には、公刊されたもの（著書、論文抜き刷り）またはそのハードコピーを郵送してください。

・推薦の締切日： 2026 年 1 月 31 日。

・エントリーシート提出先：日本法哲学会・奨励賞推薦受付アドレス(prize@houtetsugaku.org)。

・エントリーシート提出後、受領確認のメールが届きます。このメールが届かない場合は、事務局(secretariat@houtetsugaku.org)にお問い合わせください。

（３） 選考結果の発表および受賞者の表彰

・選考結果の発表および受賞者の表彰は、2026 年度学術大会（会場：追手門学院・予定）において行われます。

日本学術会議法の改正を受けて

亀本洋（日本学術会議第 24 期 25 期会員）
山田八千子（日本学術会議第 25 期第 26 期会員）

日本法哲学会は、学協会として日本学術会議の活動に協力して、現行法でのコ・オプテーション形式に従い日本学術会議の会員、連携会員として活動に参加したり、改正に関わる理事会声明などを発出したりしてきました。2024 年 4 月 25 日発行の学会報第 49 号の「近時の日本学術会議の動向について」という記事で、組織の抜本的変更（政府内の特別機関から独立法人へ）を軸とする、日本学術会議法改正をめぐる近時の立法動向について紹介させていただきました。その後、政府の原案に対し、日本学術会議総会において、あるいは歴代日本学術会議会長から、学協会の一部、市民団体において、強い懸念が示され続けました。法案成立直前には、一定数の学協会から法案の修正を求める日本学術会議の声明に賛同する声明も提示されていました（https://univforum.sakura.ne.jp/wordpress/statements/）。しかし、2025 年 6 月 11 日参議院本会議において、日本学術会議法の改正が、原案の通り、投票総数 233 賛成票 157 反対票 76 で可決され、2026 年 10 月 1 日に施行されることになりました。ただし、上述の懸念に呼応するような内容、たとえば政府に任命拒否の説明を求める、日本学術会議の役割や機能の実現、活動の萎縮効果をもたらさない等を求めるといった、衆議院で 11 個、参議院 14 個の附帯決議がなされています。2020 年当時の菅内閣による、25 期会員のいわゆる任命拒否問題に端を発した、日本学術会議法の改正に向けた様々な動きについては、紙幅の制限があるため、49 号の記載に譲ることとし、日本学術会議法の改正前後の動きや今後について、日本法哲学会に関連する論点を中心にして、紹介、情報提供をいたします。

日本学術会議は、戦後、内閣総理大臣の所轄の下、政府から独立して職務を行う「特別の機関」として設立され、法律上で日本を代表するアカデミーとして、国際学術交流を推進する、市民社会との対話、学協会の機能強化に貢献する他、政府・社会に対して日本の科学者の意見を直接提言するという機能を担い、日本特有の特殊な経緯から、政府内にありながら政府から独立するという、比較法的にみると特徴的な地位を有してきました。改正による独立法人化によって、現行法が保障している強い独立性維持、あるいは政府・社会への提言機能が維持できるかは、議論が分かれるところです。政府側は、新法は望ましい結果をもたらすという立場のようで、たとえば、大臣官報総合政策推進室長として新法制定に関与した笹川武氏（2025 年 7 月から内閣府大臣官房長）による、『文部科学教育通信』609 号（2025 年 8 月）のインタビュー記事の『「自律的な学術会議」をつくるのは誰か』では、新法により日本学術会議は、役に立つ存在になる等と記載されています。他方、日本学術会議側は、新法成立直後、「日本学術会議の独立性を損なうのではないかという懸念が払拭されないまま」である等一定の懸念を示しつつも、新たな法律の下での準備作業が進めるという会長談話が発表されています（https://www.scj.go.jp/ja/head/pdf/20250612.pdf）。

2026 年 10 月 1 日の新組織発足にあたっては、公式には、日本学術会議役員を含む、内閣府や有識者によって校正される設立委員会（10 月までに 3 回の会合が予定）の下に進められていく予定ですが、会員候補者選定のプロセスや人文・社会学系会員の割合、改正法では法律上には規定がない現行制度の連携会員への対応等、未定の部分が多く、今後も適宜情報提供ができればと考えています。

学術大会ワークショップ・分科会報告の公募および年報への投稿募集

■日本法哲学会学術大会分科会報告の公募（2026 年度分）

日本法哲学会は、以下の要領で、2026年度学術大会（会場：追手門学院大学・予定）の分科会報告者を公募します。
応募の締切は2025年11月30日です。
なお応募書類は、事務局のアドレスにではなく、分科会報告応募書類専用のアドレス（submission@houtetsugaku.org）にお送りください。

（１）応募書類

応募者は、次の2点の書類をMS-WORDファイルまたはテキスト・ファイルにして提出してください。

①応募者に関する事項等を記載した文書
以下の事項を記入すること。
・氏名、所属、住所、電話番号、e-mailアドレス
・直近3回のいずれかの日本法哲学会学術大会分科会で報告した場合にはその年とテーマ
・今回の報告テーマと要旨（和文の場合400字、英文の場合150語）。
②報告の内容を和文の場合5000字程度・英文の場合200語程度にまとめた文書

（２）応募書類の提出
・締切日：**2025年11月30日**。
・提出先：日本法哲学会・投稿受付アドレス（submission@houtetsugaku.org）。
・提出後、受領確認のメールが届きます。このメールが届かない場合は、事務局（secretariat@houtetsugaku.org）にお問い合わせください。

（３） 審査日程（予定）
・応募締切後に審査に入り、2026年1月初旬の理事会において決定後、応募者に結果を通知する予定です。審査結果は、「報告可」「報告不可」「条件付き報告可」のいずれかで通知されます。「条件付き報告可」の場合は、修正稿を提出してもらい（修正期間は２～３週間程度）、再査読を行います。
・分科会報告の要旨提出締切は2026年8月10日、学術大会は2026年11月を予定しています。

（４）注意事項
・応募資格は会員のみにあります。ただし採用においては、直近3回のいずれかの日本法哲学会学術大会において分科会報告を行っていない方を優先します。
・報告内容にかんして、いわゆる「二重投稿」は禁じるものとします。
・採用不可となった場合でも、改善のうえ次年度以降に再応募することができます。
・分科会で報告されるものと同内容の論文を『法哲学年報2025』（2026年10月頃刊行予定）に投稿することもできます。この場合、下記「『法哲学年報2025』（2026年10月頃刊行予定）への投稿論文募集」（１）①の投稿論文の表紙に「同時に2026年度分科会報告へも応募する」と書き添えれば、上記（１）②の「報告の内容を和文の場合5000字程度・英文の場合200語程度にまとめた文書」を提出する必要はありません。このかたちでの応募により分科会報告公募と年報投稿の両方に採用された方は、投稿原稿が載った『法哲学年報2025』（2026年10月頃刊行予定）の発刊直後に11月の学術大会の分科会で同内容の報告をされる、ということになります。もちろん、2026年度の分科会報告のみに応募し、同内容の論文を『法哲学年報2026』（2027年10月頃刊行予定）へ投稿するということも、分科会報告にのみ応募、あるいは年報投稿のみ、といったことも可能です。
＊学術大会に関わる今後の決定により、分科会報告、ワークショップ、投稿論文、「論争する法哲学」の各募集につきまして変更の可能性があります。変更がある場合には、速やかに学会ウェブサイト及び次号の学会報にてお知らせ致します。

■日本法哲学会学術大会ワークショップの公募（2026 年度分）

日本法哲学会は、以下の要領で、2026年度学術大会（会場：追手門学院大学・予定）におけるワークショップを公募します。
応募の締切は2025年11月30日です。
なお、応募書類は事務局のアドレスにではなく、ワークショップ応募書類専用アドレス（workshop@houtetsugaku.org）にお送りください。

（１） 応募書類
応募者は、下記の必要事項を記入した応募用文書を、MS-WORDファイルまたはテキスト・ファイルにして提出してください。
・申請者（開催責任者）の氏名、所属、住所、電話番号、e-mailアドレス。
・全体テーマ、開催趣旨（1200字以内）、開催形態（報告、全体討論、シンポジウムなど。報告等の予定者を含む）。
・希望時間枠（1枠＝100分、2枠まで。ただし応募数によっては1枠に限定されることがあります）。
※ただし、全体テーマ・開催趣旨については、学術大会案内掲載原稿の提出締切までは若干の修正が可能です。

（２）応募書類の提出
・締切日：**2025年11月30日**。
・提出先：日本法哲学会・ワークショップ受付アドレス（workshop@houtetsugaku.org）。
・提出後、受領確認のメールが届きます。このメールが届かない場合は、事務局（secretariat@houtetsugaku.org）にお問い合わせください。

（３）審査日程（予定）
・応募締切後に審査を行い、2026年1月初旬の理事会において採否を決定し、応募者に結果を通知する予定です。

・学会案内に掲載する全体テーマ・開催趣旨等の提出締切は2026年8月10日、学術大会は2026年11月を予定しています。
（４）注意事項
・申請者（開催責任者）は会員に限ります。
・報告者等は会員・非会員を問いません。ただし、非会員の報告者等が報告等の内容を論文として『法哲学年報』に投稿しようとする場合には、日本法哲学会に入会する必要があります。
・『法哲学年報』の「ワークショップ概要」の執筆者は申請者（開催責任者）に限ります。したがって、「ワークショップ概要」の冒頭に記される形式上の執筆者は会員に限られます。
＊学術大会に関わる今後の決定により、分科会報告、ワークショップ、投稿論文、「論争する法哲学」の各募集につきまして変更の可能性があります。変更がある場合には、速やかに学会ウェブサイト及び次号の学会報にてお知らせ致します。

■『法哲学年報 2025』(2026 年 10 月頃刊行予定)への投稿論文募集

日本法哲学会は、以下の要領で、『法哲学年報2025』（2026年10月頃刊行予定）に関し、会員からの投稿論文を募集します。
応募の締切は2025年11月30日です。
なお応募書類は、事務局のアドレスにではなく、投稿論文応募専用のアドレス（submission@houtetsugaku.org）にお送りください。
（１）応募書類
応募者は、次の7点（①～⑦）の書類を、MS-WORDファイル（和文の場合、原則としてA4版40字×40行）またはテキスト・ファイルにして提出してください。①（表紙および論文原稿）を１つのファイルに、②～⑦をまとめてもう１つのファイルに、合計で2つのファイルでご提出下さい。
①投稿論文
投稿できる論文は、法哲学に関する、未発表の和文または英文の論文です。
論文の分量は、注および図表等を含め、和文の場合15000字以内、英文の場合6000語以内です。字数のカウントについては、例えばMicrosoft Word の「文字カウント」機能を利用する場合、最も数字の大きくなる「文字数(スペースを含める)」の値を見ること。
論文は、横書きを原則とします。
論文原稿には、次の事項を記載した表紙を添付しなければなりません。なお論文原稿自体には、査読の客観性担保のため、表題だけを記載し、著者の氏名等を記載してはいけません。
・著者の氏名および所属ないし肩書き
・著者の生年月日が1990年10月31日以降であるか否か
（日本法哲学会奨励賞論文部門の年齢要件を満たす方の投稿論文が法哲学年報に掲載された場合、その論文は奨励賞の候補作としての推薦があったものとみなされます。奨励賞については、規程（http://www.houtetsugaku.org/introduction/Rules.html）をご参照ください。）
・表題
・住所、電話番号およびe-mailアドレス（投稿掲載が認められた場合、校正の送付方法を指定して下さい。）
②英文タイトル
③和文要旨（400字以内）
④英文要旨（300語程度）
⑤和文キーワード（10個以内）
⑥英文キーワード（同上）
⑦著者情報（原稿の表紙とは別に、著者の氏名・ふりがな・ローマ字ないしアルファベット氏名と所属先ないし肩書き）
＊なお、投稿原稿と関連する既発表の自著の論文等を添付することができます。
（２）応募書類の提出
・締切日：**2025年11月30日**。
・提出先：日本法哲学会・投稿論文受付アドレス（submission@houtetsugaku.org）
・提出後、受領確認のメールが届きます。このメールが届かない場合は、事務局（secretariat@houtetsugaku.org）にお問い合わせください。
（３）審査日程（予定）
・応募締切後に審査に入ります（投稿原稿は匿名処理し、匿名の査読者2名の査読に付します）。
・2026年1月中に応募者に結果を通知する予定です。審査結果は、「掲載可」、「掲載不可」、「補正の上掲載可」のいずれかで通知されます。「補正の上掲載可」の場合は、修正稿を提出してもらい（修正期間は２～３週間程度）、再査読を行います。
（４）注意事項
・投稿資格は、会員のみにあります。ただし、投稿時までに入会を申し込んだ方については、事務局の判断で投稿資格を与えることがあります。
・掲載可の論文数が当該年度年報の掲載可能論分数を超えた場合、掲載可であるにもかかわらず掲載保留の通知がなされることがあります。
・査読結果についての最終責任は編集委員会が負います。
・投稿論文と同じ内容で2026年度学術大会（会場：追手門学院大学・予定）の分科会報告に応募することも可能です。この場合、投稿原稿に「同時に2026年度分科会報告へも応募する」と書き添えれば、上記「日本法哲学会学術大会分科会報告の公募（2026年度分）」（１）②の「報告の内容を和文の場合5000字程度・英文の場合200語程度にまとめた文書」を提出する必要はありません。このかたちでの応募により分科会報告公募と年報投稿の両方に採用された方は、投稿原稿が載った『年報2025』（2026年10月頃刊行予

定）の発刊直後に11月の学術大会の分科会で同内容の報告をされる、ということになります。
＊学術大会に関わる今後の決定により、分科会報告、ワークショップ、投稿論文、「論争する法哲学」の各募集につきまして変更の可能性があります。変更がある場合には、速やかに学会ウェブサイト及び次号の学会報にてお知らせ致します。

■『法哲学年報 2025』(2026 年 10 月頃刊行予定)の「論争する法哲学」欄への投稿募集

日本法哲学会では、『法哲学年報2007』（2008年10月刊行）から「論争する法哲学」という書評コーナーを設けており、『法哲学年報2025』（2026年10月頃刊行予定）に関し、以下の要領で、書評の投稿を募集します。
応募の締切は2025年9月30日です。
なお応募書類は、事務局のアドレスにではなく、投稿論文応募専用のアドレス（submission@houtetsugaku.org）にお送りください。
（１）対象著作
・和文あるいは法哲学会員による外国語の、法哲学に関連する著作（論文集も含む）に限ります。統一性を有する共著（講座も含む）も可とします。和文の著作については、本学会会員の著作でなくても構いません。
・2023年10月1日以降に刊行された著作を対象とします。
（２）応募書類：応募者は、次の要領にしたがった書評原稿を、MS-WORDファイル（和文の場合、原則としてA4版40字×40行）またはテキスト・ファイルにして提出してください。
原稿の内容は、単なる紹介的なものではなく、論争的なものとしてください。
原稿の分量は、原則として40字×150行以内とします（注も含む）。ただし、複数の著作を対象として書評を執筆する場合には、分量を緩和する可能性もあります。
原稿は、横書きを原則とします。
原稿には、著作の題名とは別個の独立した表題をつけてください。
原稿には、次の事項を記載した表紙を添付しなければなりません。なお書評原稿自体には、表題だけを記載し、応募者の氏名等を記載してはいけません。
・応募者の氏名および所属ないし肩書き
・表題
・住所、電話番号およびe-mailアドレス
（３）応募書類の提出
・締切日：**2025年9月30日**（他の公募とは締切日が異なりますので、ご注意ください）。
・提出先：日本法哲学会・投稿論文受付アドレス（submission@houtetsugaku.org）
・提出後、受領確認のメールが届きます。このメールが届かない場合は、事務局（secretariat@houtetsugaku.org）にお問い合わせください。
（４）審査日程（予定）
・応募締切後に審査に入ります（投稿原稿は匿名処理し、匿名の査読者2名の査読に付します）。
・2025年11月中に応募者に結果を通知する予定です。審査結果は、「掲載可」、「掲載不可」、「補正の上掲載可」のいずれかで通知されます。「補正の上掲載可」の場合は、修正稿を提出してもらい（修正期間は２～３週間程度）、再査読を行います。
（５）注意事項
・投稿資格は、会員のみにあります。ただし、投稿時までに入会を申し込んだ方については、事務局の判断で投稿資格を与えることがあります。
・掲載可の書評の数が当該年度年報の掲載可能数を超えた場合、掲載可であるにもかかわらず掲載保留の通知がなされることがあります。
・査読結果についての最終責任は編集委員会が負います。
＊学術大会に関わる今後の決定により、分科会報告、ワークショップ、投稿論文、「論争する法哲学」の各募集につきまして変更の可能性があります。変更がある場合には、速やかに学会ウェブサイト及び次号の学会報にてお知らせ致します。

投稿論文において、近年、字数を超過したものが数多く見られます。Microsoft Word 等の各種の文字カウント機能を用いる場合は、余白（スペース）も字数に含めてください。字数厳守でお願いいたします。

地域の研究会

東京法哲学研究会

幹事：長谷川陽子（帝京大学）
連絡先：philosophyoflawtokyo@gmail.com

■東京法哲学研究会は、1960 年頃、東京近郊の大学で法哲学を学ぶ若手研究者数名の自発的な集まりとして誕生しました。創設以来の目的は、若手の法哲学研究者に発表と学習の機会を提供することです。多様な年齢層・地域・専門領域の研究者が集う現在では、若手の法哲学研究者の勉強会という役割に加えて、世代・地域を超えた学際的な研究交流の場という役割も果たしています。会員数は約 200 名です。
■例会は、原則として毎月 1 回、土曜日 15:00 ～ 18:00 に開催されています（11 月・2 月を除く）。通常は 2 つの研究報告が行われますが、神戸レクチャーに関する勉強会や、法哲学関連の近刊著作の合評会などが開かれることもあります。
■ 4 月から 7 月までは、以下の活動が実施されました（以下、敬称略）。4 月例会：嶋津格著『経済的人間と規範意識 ― 法学と経済学のすきまは埋められるか』（信山社、2025）合評会。コメンテーター宇佐美誠、飯田高、亀本洋、リプライ嶋津格。5 月例会：デレク・パーフィット研究会。森村進報告「パーフィットと私」、森村たまき報告「『パーフィット先生の思い出』に書かなかったこと」、杉本俊介報告「徳倫理学者の山 ― パーフィット先生の宿題」、冨田絢矢報告「So What Matters? ― 哲学者の人生について語るとは」。6 月例会：髙橋礼報告「政治賢慮帰結主義：集団の福利と賢慮の擁護」、大屋雄裕報告「情報社会におけるリベラリズムの命運」。7 月例会：平井光貴報告「支配からの自由と移民の処遇」、横濱竜也報告「非正規移民正規化再考――滞在権の正当化」。
今後の予定として直近では、2025 年 9 月 5 日（金）東京法哲学研究会・法理学研究会合同研究会を開催（Zoom）することを予定しております（詳細は学会 HP 参照）。
■入会や傍聴を希望される方は、幹事までご連絡下さい。幹事は毎年度交代しており、2025 年度は長谷川陽子（帝京大学）が担当しております。

［長谷川陽子］

愛知法理研究会

幹事：土井崇弘（中京大学）、小林智
連絡先： t-doi@mecl.chukyo-u.ac.jp

本研究会は、東海地方の研究者を中心に年 2 回、原則として、5 月連休明けおよび 10 月の適当な土曜日の午後 2 時から 6 時頃まで、中京大学(法学部棟)で対面開催をしています。（ただし、遠方の報告者をお迎えする場合には、Zoom を使用したオンライン研究会のかたちで開催。）前回でお知らせした後の活動は以下のとおりです。

日時：7 月 12 日（土）14:00-18:00
場所：中京大学法学部第 1 会議室

●報告 1 ：趙 若漢 会員（名古屋大学大学院）
「ハイパーナッジ――ビッグデータ時代のある行動変容技術について」
●報告 2 ：河村 有教 氏（長崎大学）
「ウルリヒ・ベックの『リスク社会論』と法についての一試論
――捜査における AI の利用と法規制を中心に――」

［土井崇弘］

法理学研究会

幹事：近藤圭介（京都大学）、橋本祐子（龍谷大学）
連絡先： houriken.secretariat@gmail.com
URL ： https://houriken.wixsite.com/juris1933

法理学研究会は、1933年に恒藤恭教授を中心に発足した研究会です。毎月1回、土曜日に例会を開催しています（2月、8月、9月、11月を除く）。研究報告が中心ですが、文献紹介や合評会なども行っています。最近の例会活動は次の通りです。

＜2025年4月例会＞
・椎名智彦会員「批判的比較法学を吟味する」
・村田陽会員「ジョージ・グロートとジョン・スチュアート・ミルによるプラトン解釈――19 世紀英国におけるギリシア受容の観点から」
＜5月例会＞
・松島裕一会員「法思想史から見た「法と感情」研究の一断面――アリストテレス『政治学』第3巻第16章の翻訳と註解を素材にして」
・村上太一会員「ロバート・グッディンと責任――vulnerabilityを考慮に入れて」
＜6月例会＞
合評会：野崎亜紀子『＜つながり＞のリベラリズム――規範的関係の理論』（勁草書房、2024年）［京都生命倫理研究会との合同開催］
・著者報告　野崎亜紀子会員
・評者報告　小久見祥恵会員、鈴木慎太郎先生、福間聡先生、石川涼子先生
＜7月例会＞
・一原雅子会員「気候変動下における日本の裁判――応答性ある司法へ」
・高橋秀明会員「個別法領域（areas of law）の理論と公法・私法二分論」

［近藤圭介・橋本祐子］

九州法理論研究会

事務局：重松博之（北九州市立大学）
連絡先： sigematu@kitakyu-u.ac.jp
URL ： https://sites.google.com/view/qhouriron

九州法理論研究会は、年に2回を基本として、例会を定期的に開催しています。このところ、対面を基本としつつ、Zoomも一部併用する形で開催しています。前号の学会報に、第36回例会と第37回例会の記事を既に掲載済みです。そのため、最近の研究会の記事について、今回は新規の記事はありません。

なお、次回第38回例会を、2025年9月21日（日）に、対面で（Zoomも一部併用する形で）開催する予定です。宮田賢人会員（小樽商科大学商学部）による報告と、橋本祐子会員（龍谷大学法学部）による法と感情関連の報告を予定しています。詳細については、研究会HPに掲載していますので、ご関心をお持ちの方はご参照ください。

［重松博之］

法哲学年報の配布方法

本年度の学術大会は対面開催を予定しております。つきましては、『法哲学年報』（毎年 10 月末頃発行）の配布は、以下のような方法によって行いますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

なお、会員たる執筆者については、『法哲学年報 2011』（2012 年 10 月末刊行予定）から、学術大会開催前の郵送を行わないこととなりました。

(1) 名誉会員および非会員たる執筆者には、年報が刊行され次第、郵送します（贈呈します）。

(2) 学術大会に出席された普通会員には、学術大会開催日までに会費の振込が確認できた場合または学術大会会場で会費の納入があった場合には、学術大会会場で年報をお渡しします。

(3) 学術大会を欠席された普通会員には、11 月末締め（12 月 10 日頃確定）で会費の振込を確認し、年報を郵送します（諸般の事情により、到着が翌年の 1 月上旬になることがあります）。その後は、毎月末締め（次月 10 日頃確定）で会費の振込を確認し、年報を郵送します。

会員の動き

2025 年 8 月末現在の会員数は 525 名です。

（1）入会

2025 年 7 月 27 日承認

片山太郎（京都大学大学院）
川島嵩史（株式会社野生鳥獣対策連携センター技師）
川原慶己（慶應義塾大学大学院）
佐々木梨花（東京大学大学院）
朱　穎嬌（山口大学）
津留﨑響明（司法修習生）
栃尾達彦（明治大学大学院）
長山昂平（名古屋大学大学院）
繁田聖鳴（明治大学大学院）
村上　学（東京理科大学）

（2）退会

石塚淳子

ＩＶＲ日本支部からのお知らせ

1. 第3回IVR Japan 国際会議（IVRJ 2026）及び第14回神戸レクチャーについて

第3回IVR Japan 国際会議を2026年3月27日（金）～29日（日）に金沢市文化ホールで開催します。会議のテーマはLaw, Democracy and Relationshipsで、Plenary講師の王鵬翔 （台湾・中央研究院法律学研究所）研究員はDemocratic Authority under Epistemic Uncertainty、野崎亜紀子（獨協大学）会員はNormative Relationship in Liberalismというタイトル（仮）のご講演を予定されています。使用言語は英語で、王氏の講演は第14回神戸レクチャーとして公開で行います。ご報告のためのabstractの提出締切は10月31日（金）、神戸レクチャーのみご参加の場合は申込み不要です。IVR日本支部会員の皆さまがこの会議に参加された場合（神戸レクチャーのみのご参加は除きます）、2026年度の支部会費1,500円を免除します。詳細は会議Web（https://2026.ivrj.org/）でご確認下さい。皆様のご参加をお待ちしています。

2. 第32回IVR世界大会について

標記大会は2026年6月28日（日）～7月3日（金）にトルコ・イスタンブールのKadir Has Universityで開催されます。大会テーマはLaw in the Face of the Changing Problems of the Worldです。個別報告及びSpecial Workshopの申込み締切は2026年3月15日です。詳細については大会Web（https://ivr2026istanbul.org/home/）でご確認ください。

3. IVR Young Scholar Prize について

IVR Young Scholar Prizeの募集が開始されています。35歳以下、博士号候補者（日本では博士後期課程在籍者相当）または博士号を取得して3年以内の方が応募できます。イスタンブール大会のテーマであるLaw in the Face of Changing World Problemsに関する論文であること、IVRの公式言語である英仏独西語のいずれかで書かれていること、分量は20ページ以内等の条件があり、提出締切は2026年3月1日です。詳細はIVRのWeb（https://ivronlineblog.wordpress.com/）でご確認の上、奮ってご応募ください。

4. IVR日本支部への入会･お問い合わせについて

IVR 日本支部では、常時、会員を募集しています（推薦人不要、日本法哲学会の会員のみ）。ご入会を希望される方は、日本支部サイト内「入会案内」のページから加入申込用紙をダウンロードしてご記入いただき、会計の福原（a.fukuhara@law.kyushu-u.ac.jp ）へご送信ください。入会・退会以外のIVR日本支部事務局へのご連絡やお問い合わせは、事務局長の戒能（mkaino@mail.doshisha.ac.jp）までお願いいたします。

会費納入のお願い

本年度（2025 年度）の会費（8,000 円、ただし減額対象者は 6,000 円）を下記の会費振込口座にご納入ください。また、2022 年度から 2024 年度会費について未納分のある会員は、年度を明記の上、お振り込みくださいますようお願いいたします（過年度会費は、2023 年度分までは 1 年度につき 3,000 円、2024 年度以降は 5,000 円［ただし減額対象者は 3,000 円］です）。なお、過年度未納分と今年度分とを合わせた**会費金額を、この学会報が封入されている封筒の宛名シール下段に記載**することとなっております。どうかご確認ください。

〒〇〇〇××××
ご住所
お名前
〇〇，〇〇〇

会費請求額
（単位：円）

会費振込用口座（郵便振替口座）
口座番号： 00190-6-512358
加入者名：日本法哲学会

過年度に未納会費があるにもかかわらず請求金額（合計）に満たないお振り込みがあった場合には、最も遠い過年度の未納会費分から順に充当していきますのでご了解ください。また振込の際には、同封の青い振込用紙をご利用ください。会費ご納入についてご不明な点がございましたら、日本法哲学会事務局にお問い合わせください。

※ IVR 日本支部会員の方へ
IVR 日本支部の会費請求は、別途 IVR 日本支部事務局より行わせていただいております。どうかご了承ください。

事務局からのお知らせ

●学会からの送付物が「転居先不明」など理由で返送されてくるケースが多くなっています。ご住所やご所属に変更が生じたときは、事務局までご一報ください。
●会員の声を学会事務局宛にメールでお寄せください。直接の返信はご容赦願いますが、貴重なご意見については理事会で検討させていただきます。

2024年度より年会費が値上げになっております。また、学会報49号でお伝えしましたように、振込手数料は会員のご負担となります。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。なお、次号の学会報53号は2026年5月頃に学会のウェブサイト上での公開になります。郵送は行いませんので、ご注意ください。

日本法哲学会
〒 464-8601 名古屋市千種区不老町
名古屋大学大学院法学研究科　松尾陽研究室気付
E-mail: secretariat@houtetsugaku.org
URL: http://www.houtetsugaku.org/

日本法哲学会『学会報』第 52 号 (2025 年 9 月 1 日発行)
Copyright © 2025 Japan Association of Legal Philosophy.
Printed in Japan. All Rights Reserved. 無断転載を禁止します。